

特許実施許諾契約書（案）

学校法人日本医科大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲が乙に対して、甲の保有する特許権について実施許諾するに当たり、次のとおり契約を締結する。

（対象特許権）

第1条 甲が乙に対して実施許諾する特許権（出願中のものを含む。以下「本特許権」という。）は次に掲げるものとする。

- （1）特許出願番号
発明の名称

（実施権の許諾）

第2条 甲は乙に対し、乙が本特許権に係る発明を実施した製品（以下「本製品」という。）を製造、販売、使用、その他の処分をするために必要な通常実施権を許諾する。
2 乙は、前項に基づき許諾された実施権を、第三者に再実施権許諾し、又は第三者に譲渡もしくは担保提供してはならない。

（実施権の設定登録）

第3条 甲は、乙が自己の費用で本契約によって許諾された実施権の設定登録をすることに同意し、乙の請求によりこれに必要な書類を乙に無償で提供する。

（実施料）

第4条 乙は、本製品を販売したときは、当該本製品の販売価格の %に相当する金員を実施料として甲に支払うものとする。ただし、乙が本製品を自ら業として使用した場合は、その使用開始の時に当該本製品を販売したものと看做し、その想定販売価格の %に相当する金員を実施料として甲に支払う。

（実施報告及び実施料の支払い）

第5条 乙は、毎年9月30日及び3月31日締めで、その前6ヶ月の期間内における本製品の販売数量、販売価格及び実施料額を記載した実施報告書を、各締切日から1ヶ月以内に甲に提出するものとする。
2 乙は、前項の期間内に本製品を販売した事実がないときは、その旨を記載した書面を前項の実施報告書に代えて甲に提出するものとする。
3 乙は、第1項の実施報告書の提出期限経過後30日以内に、実施報告書に記載された実施料額を甲の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。

（支払済み実施料）

第6条 甲は、本特許権が不成立又は無効となることが確定した場合その他いかなる理由があっても、乙が本契約に基づいて甲に既に支払った金員を乙に返還することを要しないものとする。

（秘密保持）

第7条 甲及び乙は本契約の履行に伴って知り得た相手方の技術上及び営業上の情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- （1）開示を受けた際、既に保有していたもの
- （2）開示を受けた際、既に公知又は公用であったもの
- （3）開示を受けた後、自己の責によらず公知又は公用となったもの

（付帯事項）

第8条 甲は、本特許権の不成立及び無効、並びに本特許権の実施に関する特許上、技術上、経済上その他一切の事項について、乙及び乙の製品を使用する第三者に対して何ら保証するものではなく、何ら責任を負わない。本特許権の実施に関して乙と第三者との間で紛争が生じた場合、乙は自己の責任と負担においてこれに対処する。

（有効期間）

第9条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から本特許権の存続期間満了の日までとする。ただし、本特許権が不成立又は無効となることが確定した場合には、その確定日をもって終了する。

（協議）

第10条 甲及び乙は、本契約の条項に関する疑義及び本契約に定めのない事項については誠意をもって協議のうえ解決するよう努めるものとする。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、両当事者記名、捺印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

東京都文京区千駄木一丁目1番5号
甲 学校法人日本医科大学
理事長 坂本 篤裕 印

乙